

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	家族介護慰労事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市家族介護慰労金の支給に関する要綱				
事業開始年月日	平成13年6月1日	最終制度改正年月日	平成21年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	介護保険法第18条第1号に規定する介護給付を受けない在宅の重度要介護高齢者の家族介護者に対し、家族介護慰労金を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	重度の要介護者を居宅で介護している家族に慰労金を支給する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	介護保険制度施行にあたり、自分たちの手で介護をしたいという家族を支援するため、国から示された事業。平成13年度より国庫補助を活用して事業を開始。 ※平成12年度以前は「船橋市ねたきり老人及び重度痴呆性老人介護手当」として支給。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成13年6月1日施行 ○平成18年度より国庫補助の再編に伴い一般財源化。 ○平成21年4月1日一部改正 内容:要綱第5条に「申請は第3条に掲げる支給要件を満たした日の翌日から1年以内に行わなければならない。」の1項を加えた。				
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	次の各号のすべてに該当する高齢者を居宅で介護する家族 ①要介護4・5の認定を受けて1年以上経過していること。 ②市民税非課税の世帯に属すること ③過去1年間介護保険サービス(年間7日間のショートステイ利用は除く)を受けていないこと ④過去1年間通算して90日を超える入院をしていないこと ⑤生活保護の受給者でないこと	年度150,000円を支給する。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	750	900	900	750
	うち一般財源	750	900	900	750
	決算(見込)額	750	450	450	-
対象者数・ 交付件数など	支給人数	5人	3人	3人	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	年4～5回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	家族介護慰労事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 現金給付の必要性	在宅の重度要介護者を対象としており、慰労金の支給が介護保険サービス利用の抑制につながっていないか、要介護者及びその介護者にとって適切なのか把握する必要がある。	申請受付時に介護の状況を確認し必要に応じて介護保険サービスの利用に繋げていく。まずは、実態を把握した上で、必要に応じて、今後の事業展開を検討していく。
2 適切な介護保険サービス利用の促進	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 現金給付の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の開始から二十余年が経ち、介護保険が一般化してきており、現金給付の必要性が低下している。 ・国の社会保障審議会においても、現金給付が介護保険サービス利用を抑制し、家族の社会活動の制限となっているとの指摘があり、現金給付の必要性について検証する必要がある。 ・支給人数が年間3人程度と、ごく限定的であり、ニーズが高いとはいえない。 	介護を受ける側及び介護を行う側の両面への影響を研究し、どういった理由から介護サービスを利用しないのかなど実態を把握の上、国の動向等も踏まえて、事業継続の必要性について検証を行う。
2 適切な介護保険サービス利用の促進	対象者は重度要介護者であるにもかかわらず、介護保険サービス未利用で専門的な介護が不十分な状態が継続している可能性がある。	要介護認定を受けたにもかかわらず一定期間介護保険サービスを受けていない者に対し、適切な介護保険サービスにつなげられるような取組を、健康・高齢部において検討する。
3		
4		

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		高齢者福祉課			
事業名称		家族介護慰労事業費			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	現金給付の必要性	完了 介護者からの実態を把握したところ、いずれも事情があり介護保険サービスを利用できないケースがほとんどであった。当面は引き続き、現制度は必要と考えられることから、他市や国の動向も注視しつつ、事業を継続していく。	-	-	
2	適切な介護保険サービス利用の促進	完了 各ケースにおいて申請者にヒアリングする際、困りごとなどを伺い、必要に応じて介護保険・高齢者福祉ガイドを郵送し、介護保険等のサービスや地域包括支援センターなどの相談先の案内をする。	-	-	
3		-	-	-	
4		-	-	-	